小田原市旧保健福祉事務所跡地利活用に係る整備方針等検討業務仕様書

１　業務名

小田原市旧保健福祉事務所跡地利活用に係る整備方針等検討業務

２　履行期間

契約日から令和１０年３月３１日

３　目的

本業務は、旧保健福祉事務所跡地について、地域の課題解決や観光交流促進など、多面的な効果を生み出す利活用を図るため、整備・活用の方針を具体化することを目的とする。

４　対象地の概要

（１）所在　　小田原市南町二丁目 698-1、698-6、698-7
（２）地目　　宅地
（３）面積　　3,302.94 ㎡
（４）都市計画区域　市街化区域
（５）用途地域　　第一種低層住居専用地域

５　業務内容等

（１）計画・準備

本業務の背景、目的を正確に把握するとともに、業務を円滑に進めるための工程計画等を整理した具体な業務計画を作成する。

計画作成にあたっては、次の検討項目を考慮すること。（項目を増やすこととは可）

ア　当該地の立地、法規制（用途）
イ　周辺地域の歴史、景観、住民意識
ウ　周辺住民の生活状況、課題感、跡地への関心
エ　本市が抱える課題
オ　観光交流の要素
カ　防災機能の要素

（２）地域（自治会等）打合せ

本業務の実施にあたっては、当該地が属する連合自治会に設置される「まちづくり委員会」や当該地周辺地域のまちづくりに取り組む団体等（以下、「団体等」という）と緊密に連携すること。そのため、事前に団体等と十分な打合せを行うこととし、団体等との連絡について、当初は本市監督所管を窓口とすること。

（３）基礎調査

当該地の歴史、景観、住民意識等について、既存の書籍等の情報や、アンケートまたはヒヤリングにより、十分に把握、理解するとともに、当該地周辺における市街地の状況、生活環境等を調査する。

ア　敷地：立地、法規制（用途）等

イ　住民：周辺住民の生活状況、課題感、当該地への関心

ウ　景観：西海子小路周辺の環境

（４）仮設設備等の設置

本業務における実証実験等に必要な設備を設置すること。ただし、容易に撤去することができるものとする。

また、本業務により仮設置された設備等について、その所有権は本市に帰属するものとする。

（５）実証実験等

実証実験等については、団体等を主体とし連携して実施すること。また、その内容については、本業務の目的を達するに十分足るものとすること。

（６）報告書作成

報告書の作成にあたり、報告項目については事前に協議の上、決定すること。

６　成果品

（１）本業務の成果品は、小田原市旧保健福祉事務所跡地利活用に係る整備方針等検討業務報告書として取りまとめ提出する。

①Ａ４版ファイル　２部

②データ（ＣＤ－Ｒ等）　１枚

③その他発注者が必要と判断し協議の上決定したもの　１式

（２）本業務により作成した成果品の著作権は、本市に帰属するものとし、受託者は、本市が許可した場合を除き成果品を使用してはならない

７　その他

（１）打ち合わせ等について

本業務の遂行に必要な打ち合わせ又は協議については、原則、図書館内で実施する。

（２）業務の再委託

受託事業者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面で本市の承諾を得なければならない。

（３）地域貢献

受託事業者は、業務の再委託や物品調達等において、市内事業者を優先的に活用するよう努めること。

（４）業務成果の帰属等

ア　著作権の帰属

本業務の実施により生じた著作物（既得されている著作物は除く）に関する著作は本市へ帰属するものとする。

イ　著作権の処理 本業務の成果物は、画像等著作権上の権利関係の帰属を済ませた上で納入すること。またそれらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。